

令和4年度
地域ささえあい活動助成金
募集案内

＝ 申請期間 ＝
令和3年10月1日（金）～
12月15日（水）午後5時（必着）



社会福祉法人 佐野市社会福祉協議会

1 助成金名称

地域ささえあい活動助成金

2 事業の目的

赤い羽根共同募金を財源として市内の地域福祉活動の推進を図る事業に助成することにより、幅広い地域住民や関係者が共に、障がいの有無や年齢等に関わりなく誰もが地域社会の一員として参加できる福祉活動やイベントを実施することにより、地域の福祉課題・生活課題や様々な支援活動への関心を高める機会をつくり、地域づくりへの理解や参加を広げ、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 助成対象事業

助成の対象となる事業は次の各号の要件を満たす事業とする。

- (1) 佐野市内の地域福祉活動の推進を図る事業
- (2) 活動の内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動、営利を目的とした事業でないこと。
- (4) 借入金の返済や負債整理の補償となる事業でないこと。

事業参考例	<ul style="list-style-type: none">・地域の支えあいにつながる、見守りやたすけあい活動の事業費・移動支援等の活動・市内福祉施設等で行う行事・市内民間保育園で行う行事・学習支援活動・高齢者や障がい者などの日常生活に不安を抱えている方の支援活動・生活困窮者への支援活動・防災、防犯に関する普及・啓発活動・福祉教育を進める活動 など
事業対象とならない	<ul style="list-style-type: none">・介護保険法の適用における指定介護保険事業（介護保険法でいう施設サービス以外の事業で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を主たる目的とする法人が行う事業を除く。）・事務処理用の事務機器、通信機器の整備事業・他の助成金と重複する事業・その他、不適切とみなされる事業

4 助成金対象団体

助成の対象となる事業を行う団体のうち、次の各号の条件を満たす団体とする。

- (1) 佐野市内で非営利な地域福祉活動を行う団体であること。
- (2) 5名以上で組織し、1年以上活動を継続又は見込める団体であること。
- (3) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があり、事業内容、会計情報等を公開できる団体であること。又、金融機関預金口座を開設していること。
- (4) 反社会的な活動を行っていないこと。

5 助成対象経費

消耗品費	文具、用紙、材料等
	一時に消費し、又は数回により利用できなくなる物品や1個あたりの単価が僅小な物品
材料費	工芸、手芸等の材料費、食材料代等
	行事などの参加者及び講師が使用する材料費
印刷製本費	チラシ、ポスター、資料作成費、印刷費
	書類・諸用紙・関係資料などの印刷及び製本代
通信運搬費	切手、はがき、郵送料
	切手代などの通信・運搬にかかる費用
使用料及び賃借料	会場使用料等(※飲食を伴う会場使用については要相談)
	事業・会議等の会場使用料及び事業用物品等のレンタル料
保険料	行事用保険料等
	損害、賠償保険料 (ただし、参加者の活動中における行事用保険に限る)
会議費	飲み物代
	会議におけるお茶代
諸謝金	講師に対する謝金及び謝礼品
車輛燃料費	ガソリン代等
	研修・行事のために使用した車両のガソリン代等

●助成対象とならない経費

助成事業以外の事業、組織運営にかかる経費 人件費、交通費、慶弔費、光熱費、家賃など
領収書により支払ったことが明確にできない経費
団体メンバーが講師になって行う場合の謝金・謝礼品
イベント等の参加賞としての金券や商品券代
アルコールやたばこなどの嗜好品代

※その他、必要な経費については申請前に要相談。

6 助成金額

1事業に対して、上限10万円(千円未満は切り捨てとします。)

助成金額につきましては、予算の関係上審査会の中で決定いたします。

また、1団体につき1回の申請で2事業まで申請可能とします。

ただし、同じ事業への助成は、2回までとします。

7 申請期間

令和3年10月1日(金)～令和3年12月15日(水)午後5時(必着)

8 審査会(ヒアリング)

助成金を申請した団体は、審査会に出席し、事業内容等を説明していただきます。
事業内容及び予算等を審査し適否等を判断します。

・日時 令和4年1月下旬 ※5分～10分程度で事業を説明して下さい。

- ・会場 佐野市総合福祉センター 2階会議室（佐野市大橋町3212-27）
- ※日時詳細は、申請団体へ通知します。

9 申請方法

(1) 申請方法：様式1の申請書を記入し、必要書類を添付して、佐野市社会福祉協議会へ直接提出（土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）

※書類は、佐野市社会福祉協議会佐野本所、田沼支所、葛生支所に用意。

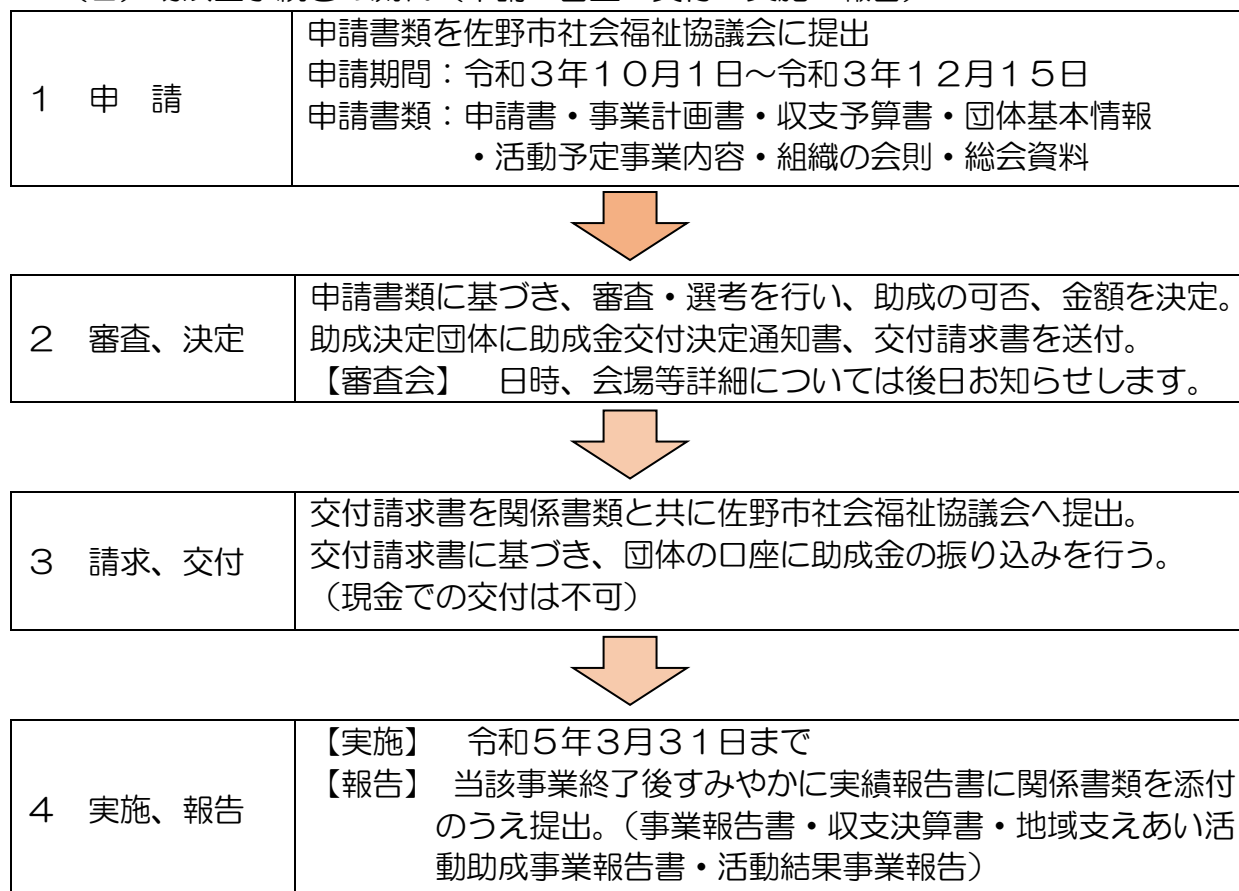
佐野市社協ホームページからもダウンロード可能。

※問い合わせ先及び窓口

- ・佐野本所 佐野市大橋町3212-27
TEL 22-8136 / FAX 22-8199
- ・田沼支所 佐野市戸奈良町1-1
TEL 61-1139 / FAX 62-5695
- ・葛生支所 佐野市あくと町3084
TEL 86-2940 / FAX 86-2941

※佐野市社会福祉協議会ホームページ <https://www.sanoshakyo.or.jp/>

(2) 助成金手続きの流れ（申請～審査～交付～実施～報告）



10 その他

- ・会報、募集チラシなどに赤い羽根共同募金を財源とした助成事業であることをPRすることを条件とします。
- ・赤い羽根共同募金運動の広報・啓発活動のチラシや広報紙等へ掲載するため、助成事業の活動がわかる写真（本人了解を得たもの）を1～2枚提出して下さい。
- ・赤い羽根共同募金運動へ協力することを条件とします。（募金箱の設置等）
- ・証拠書類（支出経費に係る領収証等）は大切に保管して下さい。